

大分県担い手育成総合支援協議会規約

平成17年4月28日制定
平成21年8月3日最終改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、大分県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を大分市舞鶴町1-4-15に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営（以下「担い手」という。）の経営改善支援・農地の確保と有効利用に取り組むとともに、担い手の確保・育成に向けた地域段階の取組に対する支援を強化し、望ましい農業構造の確立に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 担い手育成支援に関すること。
- (2) 集落営農の組織化・法人化推進に関すること。
- (3) 農業サービス事業体支援に関すること。
- (4) 担い手に対する経営資源の円滑な承継の支援に関すること。
- (5) 地域担い手育成総合支援協議会が実施する担い手確保・育成のための支援を達成するために必要なこと。
- (6) 農地の確保とその有効利用を推進するために必要な国等からの資金を造成し、それを管理すること
- (7) 水田経営所得安定対策のうち収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理に関すること

2 県協議会は、前項に関する業務の一部を第5条に掲げる会員に委託して実施することができるものとする。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げるもの及び会員の推薦に基づき、幹事会の承認を得たものをもって組織する。

- (1) 大分県
- (2) 大分県農業会議
- (3) 大分県農業協同組合中央会
- (4) 大分県内市長代表
- (5) 大分県酪農業協同組合
- (6) 大分県農業共済組合連合会
- (7) 社団法人大分県農業農村振興公社
- (8) 社団法人大分県畜産協会
- (9) 大分県食料・農業・農村振興協議会
- (10) 大分県土地改良事業団体連合会

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長とする。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第23条第4項の事務局長及び第5条第1項に掲げる会員が推薦するものを

もって組織する。

3 幹事の中から幹事長を互選する。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の議決及び協議事項)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会においてこれを決する。

(1) 総会に付議すべき事項に関する事。

(2) 会員の加入に関する事。

2 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事。

(2) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

(幹事会の議決方法)

第22条 幹事会の議事は、幹事の過半数が出席しなければ、決することができない。

2 幹事は、幹事会において、各1個の議決権を有する。

3 幹事会の議長は、幹事長とする。

4 幹事会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

第6章 事務局等

(事務局)

第23条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は大分県農業会議に置く。

3 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。

4 事務局長は、大分県農業会議事務局長とする。

5 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第24条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

(1) 会計処理規程

(2) 事務処理規程

(3) 文書取扱規程

(4) 公印取扱規程

(5) 内部監査実施規程

(6) その他事務局長が特に必要と認めた事項に関するもの

(書類及び帳簿の備付け)

第25条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 県協議会規約

(2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(4) 農地の確保とその有効利用を推進するための資金を管理するための帳簿

(5) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第26条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第27条 県協議会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 担い手育成・確保対策整備費補助金、担い手育成・確保対策事業費補助金(担い手

育成・確保対策事業費等補助金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。））

(2) 大分県農業経営総合対策事業費補助金（大分県農業経営総合対策事業費補助金交付要綱（平成18年3月31日付け担手第738号大分県農林水産部長通知。））

(3) 担い手経営革新促進交付金（担い手経営革新促進交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18経営第7680号農林水産事務次官依命通知。））

(4) 大分県農地保有合理化促進対策費補助金

(5) その他の収入

（経費の取扱い）

第28条 県協議会の経費の取扱方法は、会計処理規程で定める。

（事業計画及び収支予算）

第29条 県協議会の事業計画及び収支予算は、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

2 農地の確保とその有効利用を推進するための資金は単独で会計する。その資金の運用により生じた運用益を当該資金に繰り入れるものとする。

（監査等）

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

（報告）

第31条 会長は、担い手アクションサポート事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7886号農林水産事務次官依命通知。）、大分県農業経営総合対策実施要領（平成18年3月31日付け担手第736号大分県農林水産部長通知。）、担い手経営革新促進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7678号農林水産事務次官依命通知。）、担い手経営革新促進事業実施要領（平成19年3月30日付け18経営第7679号農林水産省経営局長通知。）、第27条に定める補助金等交付要綱及び担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知。）、農地確保・利用支援事業実施要領（平成21年4月6日付け20経営第7160号農林水産事務次官依命通知）、集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要綱（平成21年5月29日付け21経営第980号農林水産事務次官依命通知）、集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要領（平成21年5月29日付け21経営第981号農林水産省経営局長通知）等の規程の定める書類を大分県知事に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

（規約の変更）

第32条 この規約のうち事業内容、会員及び経費に係る事項以外の事項を変更する場合は、大分県知事の承認を受けなければならない。

（事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分）

第33条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、補助金・交付金相当額を大分県知事に返還するものとする。

第9章 雑則

（細則）

第34条 実施要綱、実施要領その他この規約等に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年4月28日から施行する。
- 2 県協議会の設立初年度の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。
- 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第29条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本県協議会の設立初年度の会計年度については、第26条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成18年3月31日までとする。
- 5 この規約は、平成18年度予算から適用する。
- 6 この規約は、平成19年度予算から適用する。
- 7 第4条第1項の(6)については、平成19年6月26日から適用する。
- 8 この規約は、平成20年度予算から適用する。
- 9 この規約は、平成21年度予算から適用する。
- 10 この規約は、平成21年8月3日から適用する。